

上野原市太陽光発電施設景観形成基準

平成30年3月

上野原市

趣 旨

上野原市景観計画に定める景観形成基準では、太陽光発電施設に関する基準を詳細に示していないため、行政指導の一貫性に乏しく、事業者に不利益を与えてしまう場合や、事業者が行政指導に応じることが難しい場合、又は住民の意向との整合性がとれない場合などが想定される。

そのため、山梨県が策定した太陽光発電施設の適正導入ガイドライン〔平成 27 年 11 月策定、平成 29 年 3 月改訂〕（以下「ガイドライン」という。）のほか、太陽光発電施設の景観形成に関する上野原市独自基準を明確にし、公開することで事業者による太陽光発電施設の立地等の検討並びに住民と事業者との協議を円滑に進めるために上野原市太陽光発電施設景観形成基準（以下「基準」という。）を定める。



上空から見た上野原市街地

太陽光発電施設設置に係る景観形成基準

1. 基本的な考え方

太陽光発電施設の設置に際しては、

- ・山並み、丘陵、河川、湖沼等自然景観への影響
- ・史跡、名勝等歴史・文化的景観への影響
- ・主要な眺望点からの眺望景観への影響
- ・市街地、住宅地等街並み景観への影響
- ・棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景等への影響

等が懸念されることから、景観への影響を極力小さくするために、全ての景観形成地域において以下の基準を遵守するものとする。

2. 位置

太陽光発電設備及びこれに付随する施設（フェンス等）は、隣地境界からできるだけ後退すること。特に、道路及び住宅に隣接する箇所については、適度な離隔距離を確保して設置すること。

なお、景観への影響が大きい山間地域における基準は次のとおりとする。

（1）尾根線上、丘陵地又は高台への設置

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないよう次の点に配慮すること。（参考1）

- 1) 伐採により樹木の連続性をなくさないこと（稜線を乱さないこと）。
- 2) 丘陵地や高台に設置する場合には、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地形状に違和感を与えない）。

【参考1 尾根線上、丘陵地、高台における土地形状に違和感を与える例】

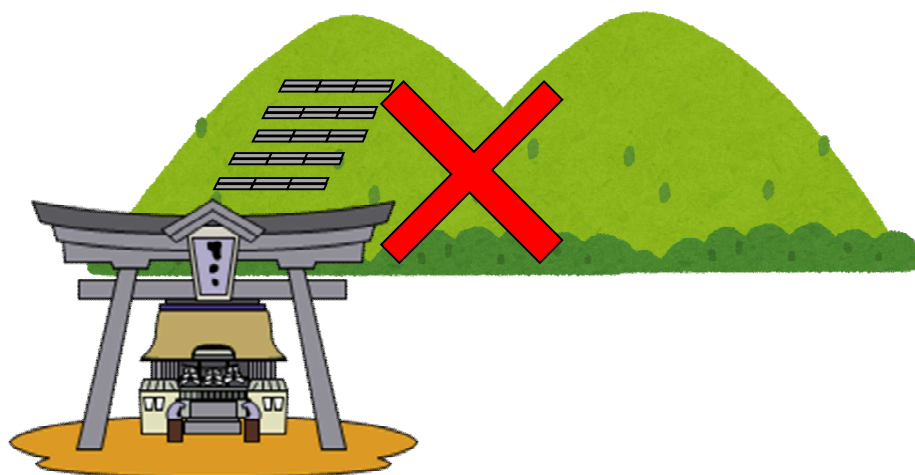


(2) 斜面等への設置

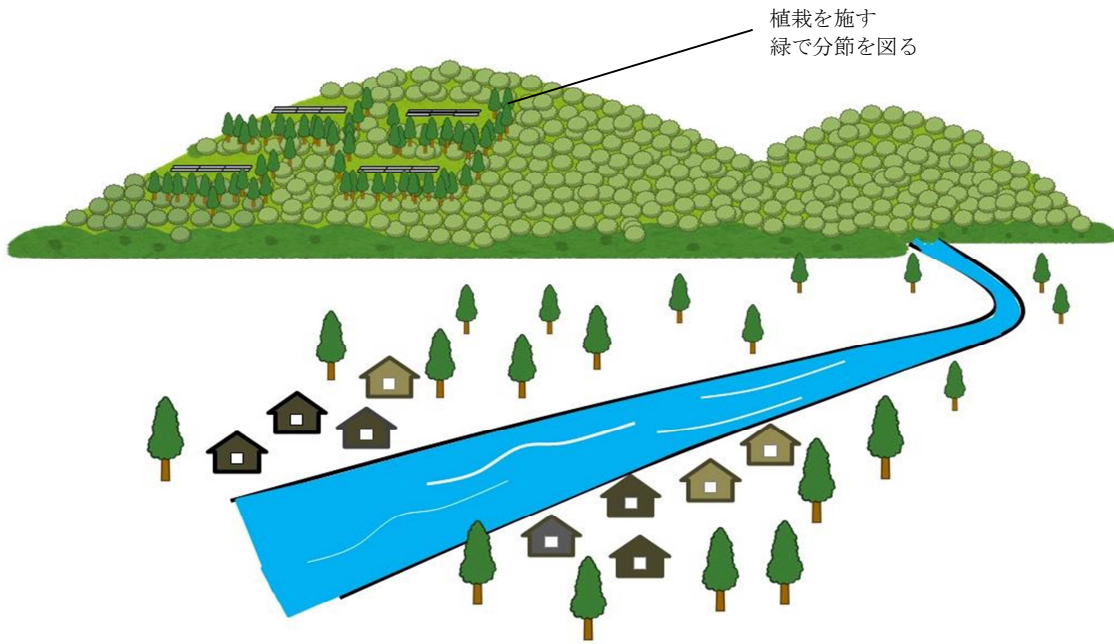
主要な眺望点や生活空間（市街地、集落及び道路）などから視認される場合は、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感を軽減するため、以下の条件を満たすこと。

- 1) 史跡、名勝等歴史・文化的価値の高い施設等より望見できないようにする。
(参考2)
- 2) 自然環境が豊かな場所に設置する場合は、既存樹木を活かした計画とし、やむを得ず伐採する場合には敷地内に植栽を施し、裸地にしないようにする。
(参考3)
- 3) 周辺の集落景観と調和させるため、一つのアレイを農家住宅に見立てて配置し、かつ、地形にきめ細かく沿って配置させる。
具体的には、アレイ一つの大きさを屋根と同程度以下とするとともに、アレイとアレイの間隔を十分確保し、アレイ間は裸地とせず植栽を施すものとする。
(参考4)

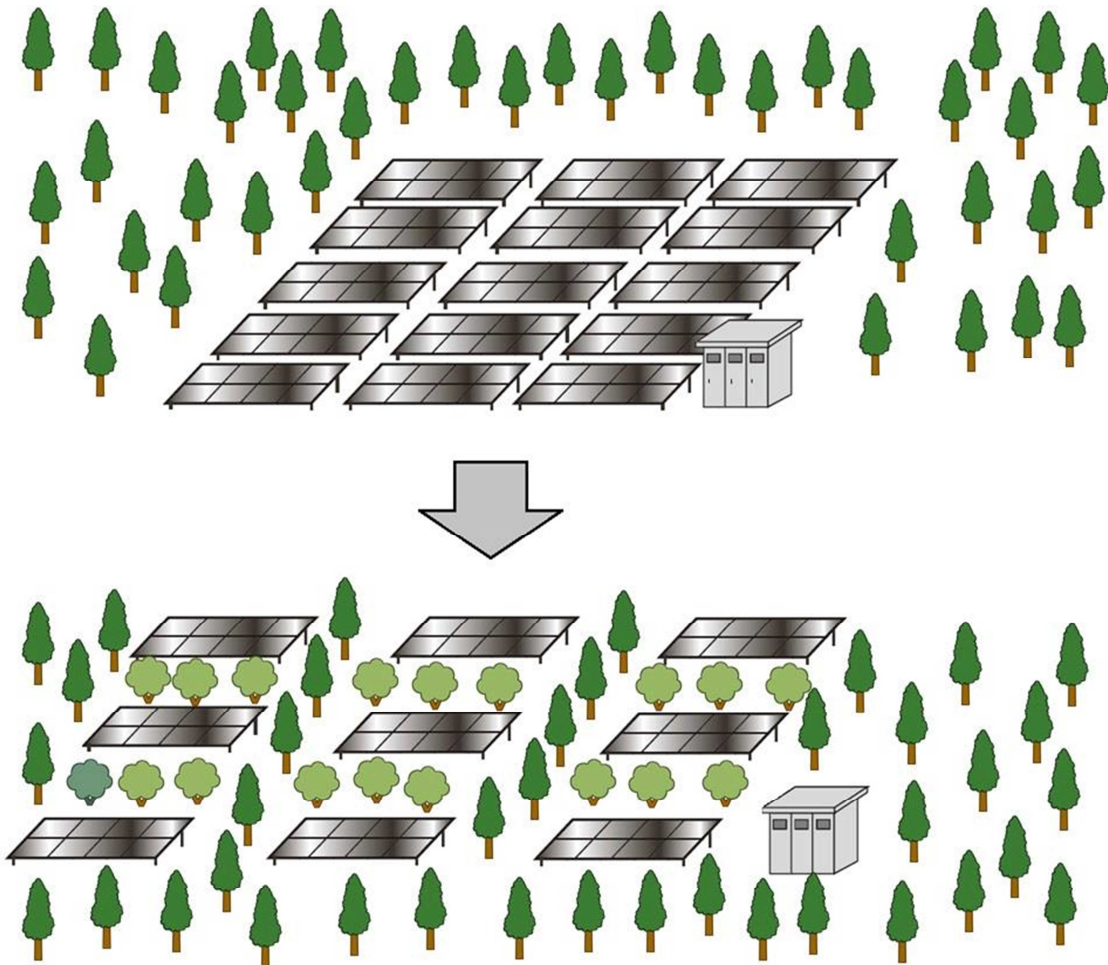
【参考2 史跡、名勝等歴史・文化的価値の高い施設等より望見できてしまう例】



【参考3 斜面等へ設置する場合の緑化等の事例】



【参考4 アレイとアレイの間隔を十分確保する】



3. 色彩等

太陽光発電施設等の色彩等は次のとおりとする。

- 1) 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度が目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。（参考5）
- 2) 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がされたもの。以下同じ。）で、文字や絵、図等が太陽電池モジュールに描かれていない等の模様が目立たないものを使用すること。
- 3) 太陽電池モジュールのフレームの素材は低反射のものを使用し、フレームの色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、景観に配慮された太陽電池モジュールと同等のものとする。
- 4) パワーコンディショナー、キュービクル、架台等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、茶系色等周囲の景観に調和したものとする。
- 5) フェンスの色彩は、設置する周辺の環境に応じて、こげ茶、グレー、ベージュ、黒、暗灰色等の低明度かつ低彩度色を基本とすること。

【参考5 一般的な太陽電池モジュールと景観配慮レベル】

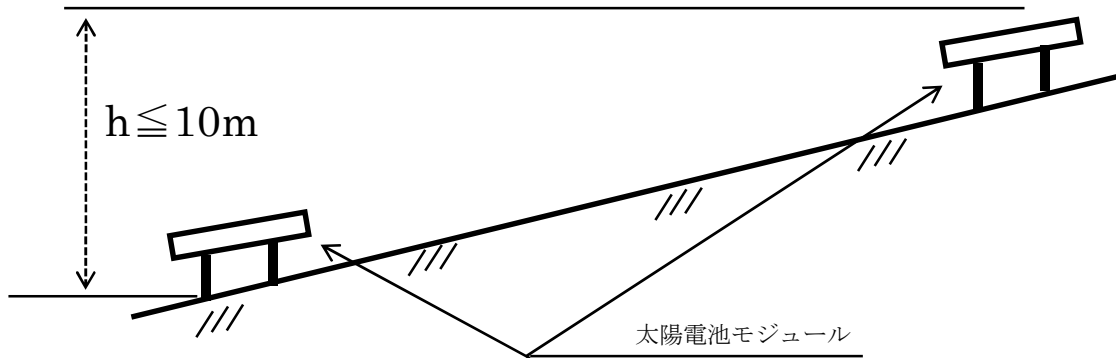
※写真は例であり、特定のメーカーを表すものではない。



4. 高さの制限

太陽光発電設備の全体の高さが10mを超えないこと。(参考6)

【参考6 地上設置型の高さ制限】



5. 植栽、フェンス

道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、目立たないようにすること。

特に、主要な道路や眺望点から視認できる場合には、次のとおり周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるようにすること。

- 1) 主要な道路からは、植栽のみでは目隠し効果が低い場合があるので、フェンス(不透過性のもの)等と合わせて望見できないよう処理を施すこと。(参考7)
- 2) 主要な眺望点からは、太陽光発電施設を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。

【参考7 フェンスや植生による目隠しの例】



6. 既存樹木の活用

森林や草原、川等がある自然環境豊かな箇所に隣接する場合には、既存樹木等を活かす計画とすること。やむを得ず伐採する場合には、敷地内に植栽等を施すこと。

7. 電線類地中化

景観形成拠点等から視認できる範囲に電線、電柱等を設置する場合で景観に影響を与えるときは、電線類地中化を検討すること。

電柱・電線類が重要な眺望景観を妨げる恐れがある場合は、電線類の地中化を行うこと。

○事前協議に必要な書類

	種 類	縮 尺	明記すべき事項
1	案内図	25, 000 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色） ・ 行為の位置
2	位置図	2, 500 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色） ・ 行為の位置
3	配置図	200 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 行為の位置 ・ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高 ※フェンス、植栽等は事前協議開始時には表示されていなくてもよい。
4	立面図	200 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 ・ 色彩（マンセル値、色見本表等で表示） ・ 寸法
5	現況写真	サービス版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置位置周辺の写真 ・ 当該地域において主要な道路、鉄道又は眺望点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に太陽光発電施設を赤色で明示したもの ・ 山や構造物等により太陽光発電施設が見えない場合は、その旨を明示したもの。（最低 2 方向以上は用意すること）
6	撮影位置図 （視認図）	2, 500 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 の現況写真の撮影地がわかるもの ・ 眺望地点から視認できる場合は、その眺望点から望む方向がわかるもの

※ 上記資料はそのまま届出に使用できる。

※ 事前協議の段階で、その他審査に必要な書類を追加で求める場合がある。
（設計変更は大変な作業を伴うため、早い段階で必ず事前協議を行う。）

※ 上記資料の全てが整わない時点でも、事前協議に応じることができる。

①太陽光発電施設

太陽光を電気に変換するために必要な施設であり、太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、キュービクル及びこれに附属する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連携設備のことをいう。

②太陽電池モジュール（太陽光パネル）

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの。

建材用として使用されている屋根材や外壁材の機能を兼ねているもの、フィルム状になっているものも含む。

③パワーコンディショナー

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連携運転や自動運転に必要な各種保護・抑制機能を備えたもの。

④キュービクル

太陽光から変換された低圧の電気を、送電のために6,600ボルト等の高圧に変圧する設備のこと。設備容量が50kw以上の太陽光発電施設の場合、電気事業法により高圧又は特別高圧連係する必要があるため変圧（昇圧）が必要となる。

⑤架台

太陽電池モジュールを屋根や地面に固定するために用いる構造体。

⑥アレイ

太陽電池モジュールを複数枚、直列あるいは並列に結線し架台等に設置したもの。複数の太陽電池モジュールを機械的、電氣的に架台に取り付けた太陽電池群のこと。

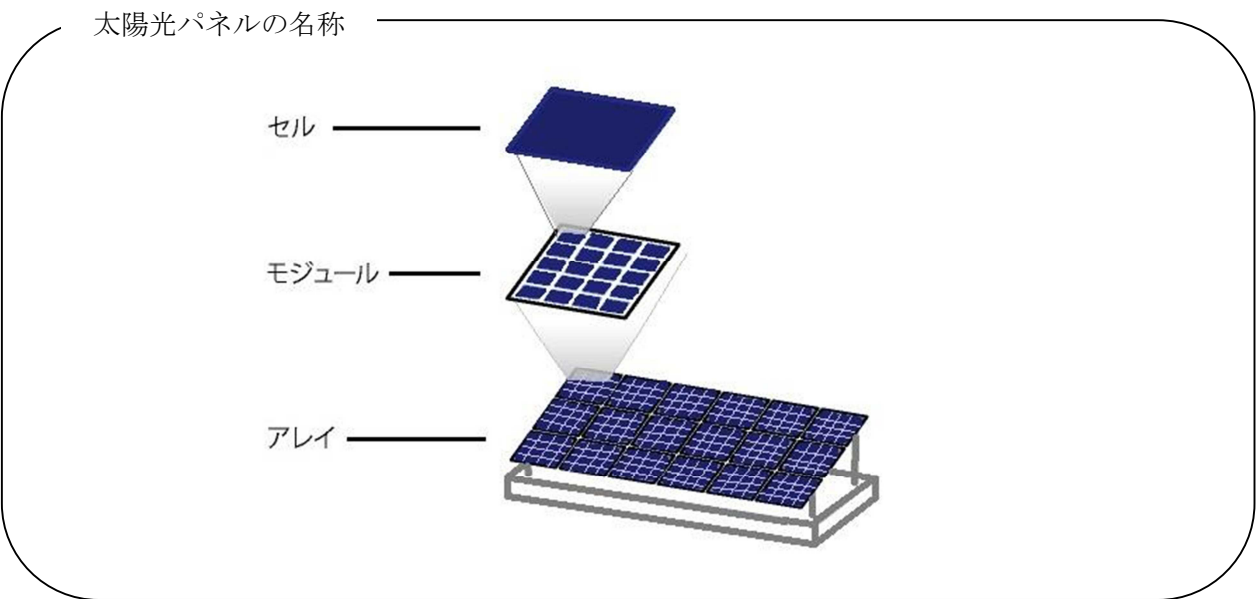
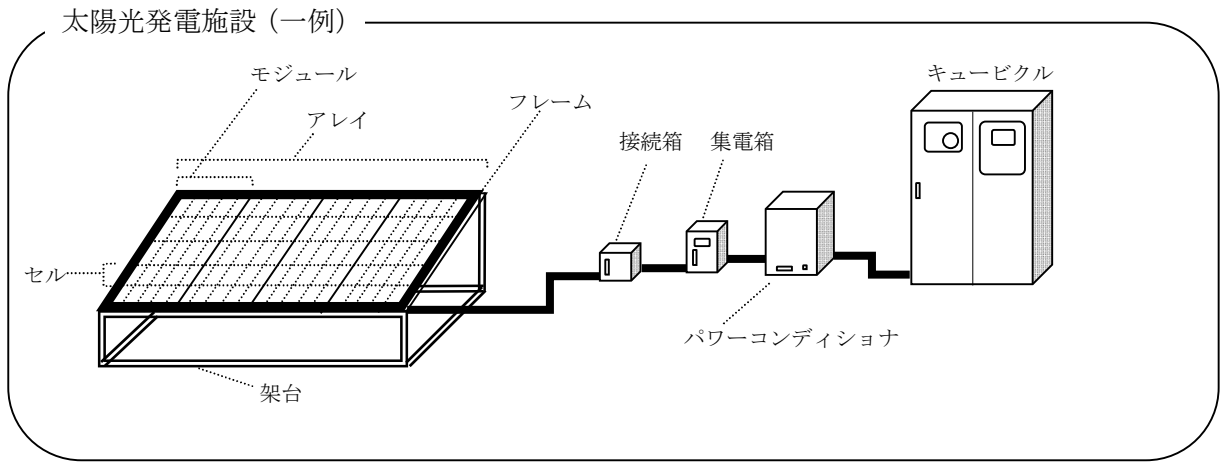
⑦セル

太陽電池の一番小さな単位で、太陽電池素子そのもの。

⑧マンセル値

色の表現形式のひとつ。色相・明度・彩度を記号と数値で表したもの。

参考 図





依水荘周辺から見た桂川の景観

上野原市建設経済部 都市計画課 計画担当
〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832 番地
電話 0554-62-3191 (ダイヤル)